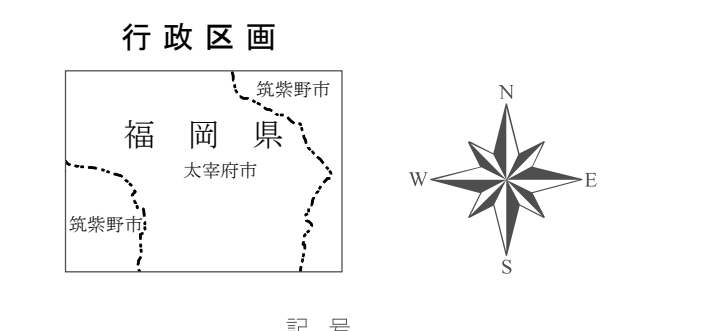
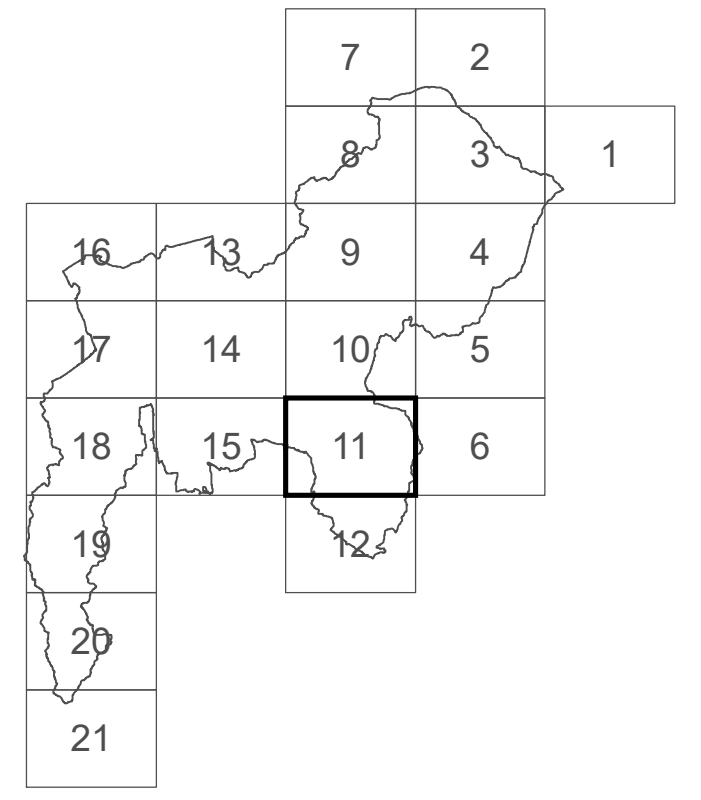


太宰府市基本図



記号

▲	三角点	▲	三角点
△	二等三角点	△	二等三角点
▽	三等三角点	▽	三等三角点
□	四角点	□	四角点
○	一等水準点	○	一等水準点
●	二等水準点	●	二等水準点
◎	三等水準点	◎	三等水準点
○	四等水準点	○	四等水準点
○	五等水準点	○	五等水準点
○	六等水準点	○	六等水準点
○	七等水準点	○	七等水準点
○	八等水準点	○	八等水準点
○	九等水準点	○	九等水準点
○	十等水準点	○	十等水準点
○	十一等水準点	○	十一等水準点
○	十二等水準点	○	十二等水準点
○	十三等水準点	○	十三等水準点
○	十四等水準点	○	十四等水準点
○	十五等水準点	○	十五等水準点
○	十六等水準点	○	十六等水準点
○	十七等水準点	○	十七等水準点
○	十八等水準点	○	十八等水準点
○	十九等水準点	○	十九等水準点
○	二十等水準点	○	二十等水準点

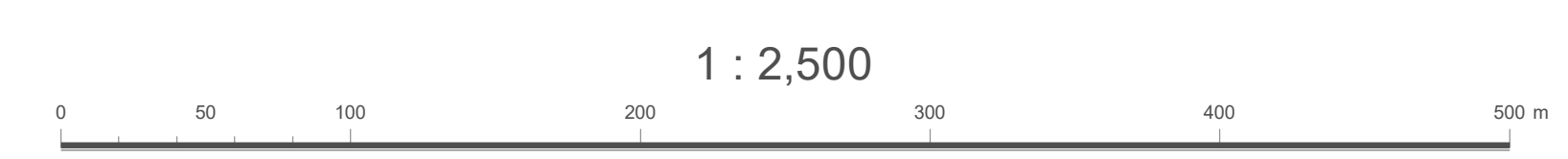
○	市庁舎	○	市庁舎
○	市役所	○	市役所
○	市立図書館	○	市立図書館
○	市立公民館	○	市立公民館
○	市立体育館	○	市立体育館
○	市立児童館	○	市立児童館
○	市立老人ホーム	○	市立老人ホーム
○	市立保育園	○	市立保育園
○	市立幼稚園	○	市立幼稚園
○	市立小学校	○	市立小学校
○	市立中学校	○	市立中学校
○	市立高等学校	○	市立高等学校
○	市立大学	○	市立大学
○	市立専門学校	○	市立専門学校
○	市立職業訓練校	○	市立職業訓練校
○	市立短期大学	○	市立短期大学
○	市立大学校舎	○	市立大学校舎
○	市立図書館	○	市立図書館
○	市立公民館	○	市立公民館
○	市立体育館	○	市立体育館
○	市立児童館	○	市立児童館
○	市立老人ホーム	○	市立老人ホーム
○	市立保育園	○	市立保育園
○	市立幼稚園	○	市立幼稚園
○	市立小学校	○	市立小学校
○	市立中学校	○	市立中学校
○	市立高等学校	○	市立高等学校
○	市立大学	○	市立大学
○	市立専門学校	○	市立専門学校
○	市立職業訓練校	○	市立職業訓練校
○	市立短期大学	○	市立短期大学
○	市立大学校舎	○	市立大学校舎

○	市立図書館	○	市立図書館
○	市立公民館	○	市立公民館
○	市立体育館	○	市立体育館
○	市立児童館	○	市立児童館
○	市立老人ホーム	○	市立老人ホーム
○	市立保育園	○	市立保育園
○	市立幼稚園	○	市立幼稚園
○	市立小学校	○	市立小学校
○	市立中学校	○	市立中学校
○	市立高等学校	○	市立高等学校
○	市立大学	○	市立大学
○	市立専門学校	○	市立専門学校
○	市立職業訓練校	○	市立職業訓練校
○	市立短期大学	○	市立短期大学
○	市立大学校舎	○	市立大学校舎

○	市立図書館	○	市立図書館
○	市立公民館	○	市立公民館
○	市立体育館	○	市立体育館
○	市立児童館	○	市立児童館
○	市立老人ホーム	○	市立老人ホーム
○	市立保育園	○	市立保育園
○	市立幼稚園	○	市立幼稚園
○	市立小学校	○	市立小学校
○	市立中学校	○	市立中学校
○	市立高等学校	○	市立高等学校
○	市立大学	○	市立大学
○	市立専門学校	○	市立専門学校
○	市立職業訓練校	○	市立職業訓練校
○	市立短期大学	○	市立短期大学
○	市立大学校舎	○	市立大学校舎

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第二種座標系
 投影変換メトリックは日本測地学会の定める測地系メトリックを使用している
 図面に表示している距離値はメートル単位
 高さの基準は東京湾の平均海面
 等高線の間隔は2メートル
 平面図の座標値は、世界測地系による

平成22年	測量	平成20年11月
平成24年	測量	平成22年2月
平成27年	測量	平成25年12月
平成30年	測量	平成28年2月
令和3年	測量	平成30年12月
令和6年	測量	令和3年11月
令和9年	測量	平成29年12月
令和12年	測量	平成32年10月
令和15年	測量	令和2年12月
令和18年	測量	令和5年5月
令和21年	測量	令和8年9月



1:2,500

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て
 国測院の測量成果を引用して得たものである
 (承認番号) 昭和三十八年4号

計画機関 福岡県太宰府市
 作業機関 アジア航測株式会社